



ブラッドフォード サッカー場火災に 関する調査結果と 若干の考察(下)

自治省消防庁予防救急課
国際規格対策官

小林 恭 一

上の写真はイギリス「YORKSHIRE TV」より

<カラーグラビア参照>

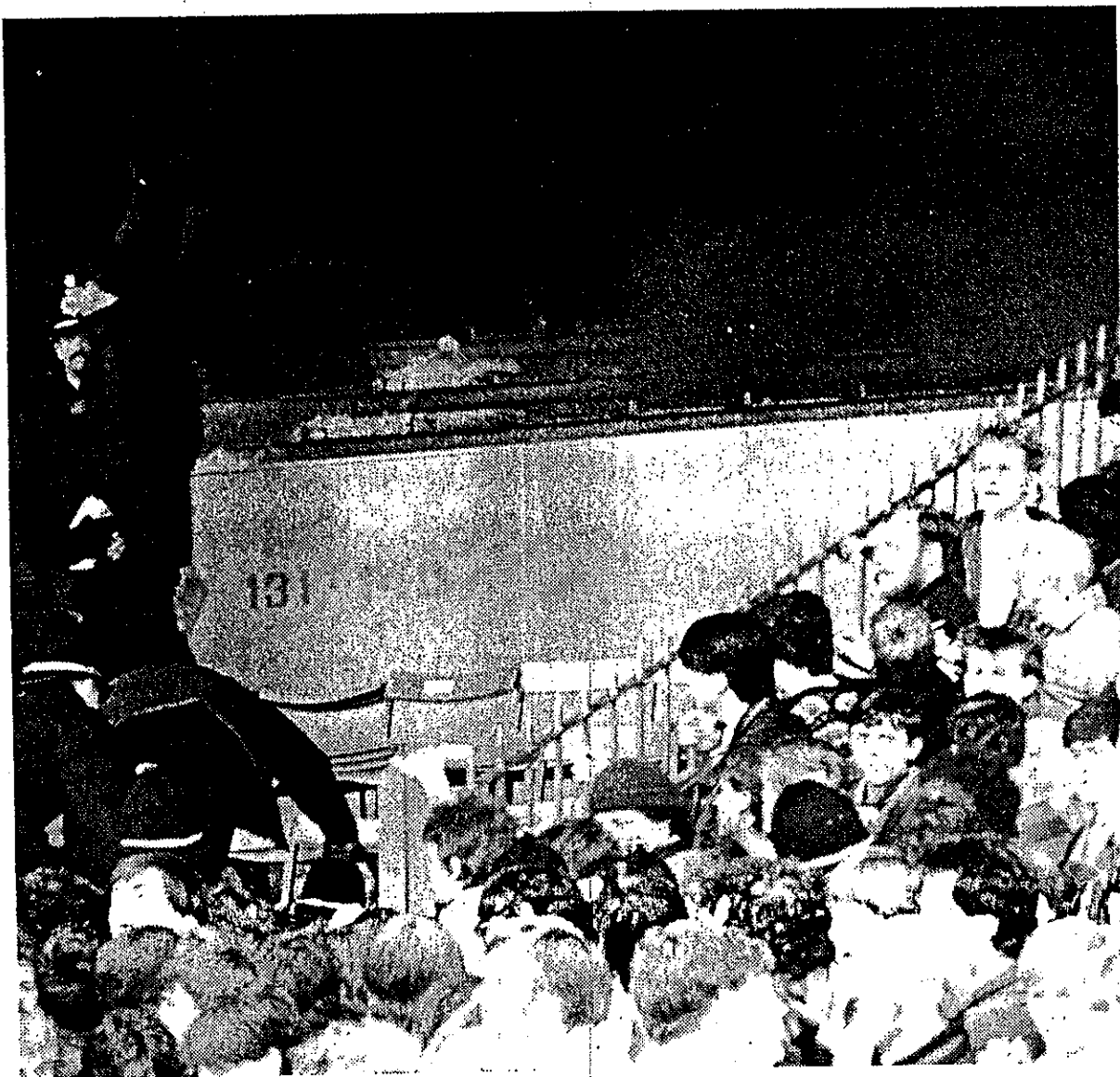
4 ブラッドフォード市

サッカー場火災をめぐる
周辺状況

(1) イギリスにおける サッカー場等の安全対策

このような大惨事が発生すると、イギリスのサッカー場等に関する建築上、消防上の規制はどうなっているのか気になるところである。筆者が手に入れた現地の新聞等の解説をみると(時間の関係で、実際の法律を確認していませんので、誤りがあるかも知れないがご了承願いたい)、概ね次のようなものにとらえてよいと思う。

- ① サッカー場には、建築基準法や消防法に相当する安全規制はかからない。
- ② サッカー場に対する安全規制は「the Safety of Sports Grounds Act 1975 (競技場安全法)」と呼ばれるものが主であり、その他に適用される法律としては「the Health and Safety at Work Act (労働安全衛生法)」がある。
- ③ 競技場安全法は、1971年にスコットランドのグラスゴーにあるIbrox Stadium というサッカー場で発生したフ



©「Telegraph & Argus」

西ヨークシャー州行政庁から火災危険を指摘されていた

エンス崩落事故（66人死亡）が契機となつてきたもので、競技場の構造・避難対策の基準等が定められている。

④ 競技場安全法が適用になるのは、収容人員が10,000人以上の競技場で the Home Secretary（内務大臣）、the Secretary of State（州知事）又は Local authority が指定したものとされており、法の趣旨からして、当然遡及する。

⑤ 競技場安全法の適用対象としては、1976年に1部リーグ所属クラブの所有するサッカー場と国際競技場が、1979年に2部リーグ所属クラブの所有するサッカー場が、それぞれ指定されている。

⑥ イギリスのプロサッカーは、通常、公営のサッカー場で行われるのではなく、プロのサッカークラブ等がそれぞれ所有しているサッカー場で行われる。イギリス全体ではリーグ戦用のサッカー場は92あるが、そのうち23は第1次大戦前にできたものであり、さらにそのうち10はブラッドフォード市サッカー場と同様の構造であると報道されている。（the

(Times)

なお、イギリスのプロサッカーは1部リーグから4部リーグまでである。

⑥ 競技場安全法の避難関係の規定としては、「木造の場合、2分半以内に避難できなければならぬ」というものがあり、消防官の検査を受けなければならないとされている。

⑦ 競技場安全法にかかる安全対策のための改修工事費については、the Football Grounds Improvement Trust (全サッカー場改修基金) という組織から80%の補助金が出るようになっていた。

(2) ブラッドフォード市

サッカー場の安全対策

ブラッドフォード市サッカー場を所有する「ブラッドフォード市フットボールクラブ」は、これまで3部リーグ所属であったため、ブラッドフォード市サッカー場も競技場安全法の適用対象ではなかったが、同クラブが今シーズン3部リーグで優勝を決めたため、来シーズンから2部リーグに昇格することが決まっていた。(1)で説明したように、このクラブが2部リーグに昇格するとブラッドフォード市サッカー場も競技

場安全法の適用対象となり、同法に定められた安全対策を講じなければならなくなる。実はこの5月12日の試合が同チームにとつては今シーズン最後の試合であり、翌日から競技場安全法に基づく改修工事にとりかかることとなっていたとのことである。このことを地元の新聞は、「あと45分のところで惨事になってしまった」と表現している。

いずれにしろ、古い木造のメインスタンドを有する火災危険の大きいサッカー場が、競技場安全法の施行後も合法的に存在していたことは確かであり、そもそも1部、2部リーグに使用されるサッカー場と、3部、4部リーグに使用されるサッカー場との間に安全性の点で差があるというのもおかしな話であるので、イギリスの国会でも、3部リーグ、4部リーグに使用されるサッカー場も競技場安全法の適用対象とすべきであるという議論が行われていた。

なお、ビデオを見ると、床下で火災が発生した後しばらくの間、近くの観客や警官(サッカー場での観客の暴動を防ぐため、当日も100人の警官が同サッカー場に配備されていた)が、火を手をこまねいて見



消火器はクラブハウスにしまわれていた

©「Telegraph & Argus」

ているシーンがある。何故消火器などで迅速に初期消火をしないのかと疑問に思ったのであるが、試合中に興奮した観客が消火器を噴射したりしないように、せっかく備え付けてあった消火器をクラブハウスの

中に隠してしまっていたとのことであり、この点については警察が大きな問題として
いるようである。

(3) 地元消防機関と 市当局の指摘

ブラッドフォード市サッカー場が、この
ような火災危険を持っていたことは、実は
地元消防機関や市当局は承知していたよう
である。西ヨークシャー消防本部の Graham
Karran (chief fire officer 消防本
部長) の話では、消防職員と council of-
ficials (行政庁職員) が昨年(7月4日
にブラッドフォード市サッカー場を任意に
訪問し(強制査察ではないという意味らし
い)、その後3回にわたって Leader of We-
st Yorkshire County Council (西ヨー
クシャー州行政庁の長) から同サッカー場
の事務局長に対し、文書(法に基づく警告
書ではない)を出している。

第1回目の文書は、7月11日に送られた
もので「フェルト製の屋根と腐った板張りの
床は火災になった時に極めて危険なので、
すみやかに直すべきである」という趣旨の
ものである。

第2回目の文書は、7月18日に送られた

もので Football Grounds Improvement Trust
(FGIT) のことらしい) から補助を受け
ることを勧めるとともに、同サッカー場の
各部分について問題点と改善策を指摘して
いる。今回火災となったメインスタンドに
ついては、「構造が木製なので火災になる
と極めて危険である。特に座席の下にある
空間に可燃性のゴミなどがたまっているの
で、不注意によりたばこの火が投げ捨てら
れると火災の危険がある。」と、今回の火災
の本質に迫る問題点を極めて具体的に指摘
していることが注目される。

この指摘を受けた同サッカー場の事務局
長は、これらの2通の文書の写しを同封し
て FGIT に補助金の申請をしているが、
同チームが3部リーグであることを理由に
断われている(このため、同基金は火
災後、一部の新聞から批判されている)。

第3回目の文書は、今年の4月30日に送
られたもので、「ブラッドフォード市フッ
トボールクラブ」が3部リーグから2部リ
ーグに昇格することが決まったことを祝う
とともに、これに伴い競技場安全法が適用さ
れることとなるので、関係行政機関(警察・

消防・構造工学・建築規制の4部門)と打
ち合わせるよう求めたものである。

この結果、ブラッドフォード市サッカー
場は、総額45万ポンドに及ぶ大改修が行わ
れることとなり、5月13日から着工されるこ
ととなっていたのである。

おわりに

以上のように、ブラッドフォード市サッカ
ー場の火災は、その発生状況から行政の対応
まで、日本の防災関係者にとっても参考にな
る点が非常に多いと思う。

特に筆者にとっては、あれだけの規模の構造
物が条件次第では、わずかな数分で炎に包まれて
しまうということがわかったのは大きなショ
ックであった。今後、この火災を他山の石と
して防災対策を進めていきたいと考えている。

註 図-3は The Times 紙(5月13日付)、図
-4及び図-5は Daily Mail 紙(5月13日
付)の掲載図をそれぞれ参考として書き直し
たものである。

(おわり)